

関電電気料金値上げ問題 Q&A

【特殊な決め方をする電気料金】…その2

Q：総括原価方式と「事業報酬」、どんなもの？

『政府や電力会社の説明』

- ◎膨大な固定資産を必要とし、コストの長期にわたる安定回収が必要な設備集約産業、かつ公益的な事業（電力、ガス、水道、鉄道、郵便等）に「総括原価方式」が適用されている。
- ◎「総括原価方式」は、①安定的に費用が回収できる。②長期・計画的な設備投資が図れる。③必要なコスト（適正原価）にもとづき料金設定する。④「収入＝事業報酬＋費用」の方式で料金を決める。
- ◎「事業報酬」の公正性を確保するために算定ルールが定められており、事業に投下された電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値（レートベース）に対して、一定の報酬率を乗じて算定する旨、経済産業省令（一般電気事業供給約款料金算定規則）に規定されている。

電力会社が原発などを造るほど儲かる仕組み

『私たちの見解』

1、普通の企業は、売り上げに対し経費を少なくして利益をあげる努力をしています。しかし、電力会社は「経費の合計」に事業報酬（今回は2.9%）を上乗せし、電気料金を決めます。

例えば総括原価が1000円なら、1029円にして電気料金収入が得られるようにします。

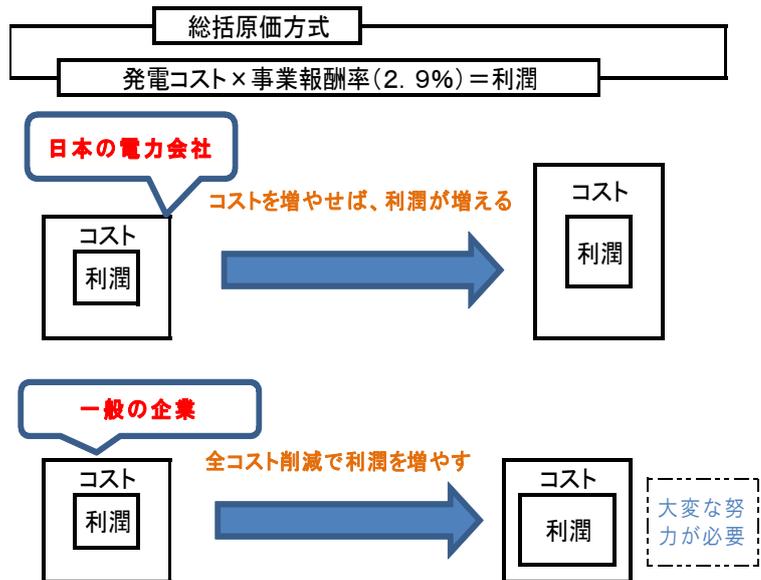
2、当然原価が大きい方が事業報酬は増大します。だから一基つくるだけで5000億円もの原発や巨額の揚水発電所の建設などに懸命になってきたのです。

関電が美浜原発を造り始めた頃の事業報酬率は8%でした。

3、原発の核燃料は、一度原子炉に挿入すると、数年運転します。従って年度をまたがりますから、火力発電所の化石燃料と違い、会計上設備資産となっています。事業報酬率はこうした施設の建設とともに核燃料にも掛けられるのです。

注：『事業資産の価値（レートベース）に対して、一定の報酬率を乗じて算定』とは

『レートベース』は、①電気事業固定資産、②建設中の資産（建設仮勘定の2分の1）、③核燃料、④繰延資産、⑤運転資本、⑥特定投資、などとなっています。



電力会社の「事業報酬率」の推移

	報酬率 %	自己資本 報酬率%	β 値	他人資本 報酬率%
昭和55年(認可値上げ)	8.0	昭和35年に設定		
昭和63年(認可値下げ)	7.2	金利水準の動向等を勘案し特例的措置として採用		
平成08年(認可値下げ)	5.25	5.43	0.7	5.18
平成10年(認可値下げ)	4.4	4.94	0.6	4.17
平成12年(届出値下げ)	3.7	3.19	0.6	3.86
平成14年(届出値下げ)	3.4	3.93	0.6	3.13
平成17年(届出値下げ)	3.2	4.10	0.7	2.76
平成18年(届出値下げ)	3.2	4.60	0.7	2.53
平成20年(届出値下げ)	3.0	5.57	0.7	1.92
平成25年(認可値上げ)	2.9	6.28	0.89	1.49

よって、今回申請の「事業報酬」＝1360億円の内容を詳しく説明すべきです。